

項目コード	検査項目	検体量 (mL)	容器	保存 (安定性)	所要 日数	実施料 判断料	検査方法	基準値	提出条件・備考	検査目的および異常値を示す主な疾患名
腫瘍関連検査	2258 CEA (癌胎児性抗原) 5D010-0000-023-051	血清0.5	1	冷蔵	1~2	102 ^① 生Ⅱ ^②	CLIA法	5.0以下 ^{ng/mL}		悪性腫瘍 転移性肝癌 炎症性疾患
	3108 TPA (組織ポリペプチド抗原) 5D320-0000-023-051	血清0.6	1	冷蔵	3~4	110 生Ⅱ	CLIA法	75.0未満 ^{U/L}	※01	悪性腫瘍 炎症性疾患
	2259 AFP (α-フェトプロテイン) 5D015-0000-023-051	血清0.5	1	冷蔵	2~4	104 ^① 生Ⅱ	CLIA法	10.0以下 ^{ng/mL}	※01	肝細胞癌 肝硬変 慢性肝炎
	3242 PIVKA-Ⅱ定量 5D520-0000-023-051	血清0.5	1	冷蔵	2~3	139 ^① 生Ⅱ	CLIA法	40.00以下 ^{mAU/mL}		肝細胞癌 肝硬変 肝外性閉塞性黄疸 肝内胆汁うっ滞
	2451 DUPAN-2 5D170-0000-023-023	血清0.4	1	冷蔵	3~5	118 ^② 生Ⅱ	EIA法	150以下 ^{U/mL}	※02	肺癌 胆道系癌 肝癌
	1093 エラスターゼ1 3B195-0000-023-062	血清0.5	1	(分離後)凍結	3~5	126 ^① 生Ⅱ	ラテックス免疫比濁法	300以下 ^{ng/dL}	※02	肺癌 急性・慢性膵炎
	2402 CA19-9 5D130-0000-023-051	血清0.5	1	冷蔵	1~2	127 生Ⅱ	CLIA法	37以下 ^{U/mL}		肺癌 胆道癌
	2486 SPan-1抗原 5D220-0000-023-006	血清0.4	1	冷蔵	3~4	146 生Ⅱ	IRMA法 (RIA固相法)	30.0以下 ^{U/mL}	※01	肺癌 胆道癌 胃癌
	2489 NCC-ST-439 5D200-0000-023-023	血清0.6	1	冷蔵	3~4	118 生Ⅱ	EIA法	男性 4.5未満 女性 50才以上 4.5未満 49才以下 7.0未満 ^{U/mL}	※01	肺癌 胆道癌

①腫瘍マーカーは、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。

悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った腫瘍マーカーの検査の費用は区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、腫瘍マーカーは、原則として、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。ただし、悪性腫瘍の診断が確定した場合であっても、次に掲げる場合においては、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料とは別に腫瘍マーカーの検査料を算定できる。

- ア 急性及び慢性膵炎の診断及び経過観察のために「7」のエラスターゼ1を行った場合
- イ 肝硬変、HBs抗原陽性の慢性肝炎又はHCV抗体陽性の慢性肝炎の患者について、「3」のα-フェトプロテイン (AFP)、「9」のPIVKA-Ⅱ半定量又は定量を行った場合 (月1回に限る。)
- ウ 子宮内膜症の診断又は治療効果判定を目的として「10」のCA125又は「23」のCA602を行った場合 (診断又は治療前及び治療後の各1回に限る。)
- エ 家族性大腸腺腫症の患者に対して「2」の癌胎児性抗原 (CEA) を行った場合
- ②癌胎児性抗原 (CEA) とDUPAN-2を併せて測定した場合は主たるもののみ算定する。

1 プレイン容器



項目 コード	検査項目	検体量 (mL)	容器	保存 (安定性)	所要 日数	実施料 判断料	検査方法	基準値	提出条件 ・備考	検査目的および異常値 を示す主な疾患名
腫瘍 関 連 検 査	2460 シアリルLe ^x -i抗原 (SLX) 5D175-0000-023-006	血清0.2	1	冷蔵	3~5	148 生Ⅱ	RIA 固相法 (IRMA)	U/mL 38以下	溶血検体不可 ※02	肺腺癌 膀胱癌 卵巣癌
	2266 サイトケラチン19フラグメント (シフラ) 5D325-0000-023-061	血清0.4	1	冷蔵	3~4	162 ^① 生Ⅱ	CLIA法	ng/mL 3.5以下	※06	肺非小細胞癌 腺癌
	4921 ProGRP (ガストリン放出ペプチド前駆体) 5D550-0000-022-051	血漿0.6	13	冷蔵	3~4	175 ^② 生Ⅱ	CLIA法	pg/mL 81.0未満	※01	肺小細胞癌
	2407 神経特異エノラーゼ (NSE) 5D410-0000-023-053	血清0.5	1	冷蔵	3~5	146 ^② 生Ⅱ	ECLIA法	ng/mL 16.3以下	溶血検体不可 ※02	肺小細胞癌 神経芽細胞腫
	4840 抗p53抗体 5D560-0000-023-052	血清0.5	1	冷蔵	3~4	163 ^③ 生Ⅱ	CLEIA法	U/mL 1.30以下	※01	食道癌 大腸癌 乳癌
	3339 SCC抗原 (扁平上皮癌関連抗原) 5D300-0000-023-053	血清0.5	1	冷蔵	3~5	107 生Ⅱ	ECLIA法	ng/mL 2.5以下	唾液・フケ・皮膚(表皮)・毛髪・爪などの混入により高値傾向を示す。 ※02	肺癌 子宮頸癌 食道癌 皮膚癌

① サイトケラチン19 フラグメント (シフラ) は、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。

② ガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP) を神経特異エノラーゼ (NSE) と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。

③ 抗p53抗体は、食道癌、大腸癌又は乳癌が強く疑われる患者に対して行った場合に月1回に限り算定できる。

1 プレイン容器



13 EDTA-2Na入り



項目コード	検査項目	検体量(mL)	容器	保存(安定性)	所要日数	実施料判断料	検査方法	基準値	提出条件・備考	検査目的および異常値を示す主な疾患名
腫瘍関連検査	0457 CA54/61 5D155-0000-023-023	血清0.5	1	冷蔵	4~7	184生Ⅱ	ELISA法	U/mL 12以下	※02	卵巣癌 卵巣良性腫瘍
	0458 CA602 5D103-0000-023-023	血清0.5	1	冷蔵	4~10	190 ^① 生Ⅱ	ELISA法	U/mL 63以下	※02	
	3292 CA125 5D100-0000-023-051	血清0.4	1	冷蔵	3~4	144 ^① 生Ⅱ	CLIA法	U/mL 35.0以下	※06	卵巣癌 子宮頸癌 肺癌
	2488 CA72-4 5D150-0000-023-053	血清0.5	1	冷蔵	3~5	146生Ⅱ	ECLIA法	U/mL 10.0以下	※02	卵巣癌 結腸直腸癌 胃癌 肺癌 肺癌
	1256 シアリルTn抗原 (STN) 5D153-0000-023-005	血清0.4	1	冷蔵	3~4	146生Ⅱ	RIA 固相法	U/mL 45.0以下	※01	卵巣癌 子宮頸癌 胃癌 肺癌
	3325 CA15-3 5D120-0000-023-051	血清0.5	1	冷蔵	3~4	118 ^② 生Ⅱ	CLIA法	U/mL 31.3以下	※01	肺癌
	3446 HE4 5D110-0000-023-051	血清0.3	1	冷蔵	4~6	200生Ⅱ	CLIA法	pmol/L 閉経前70.0以下 閉経後140以下	※06	卵巣癌
	3361 BCA225 5D125-0000-023-052	血清0.3	1	冷蔵	3~5	162生Ⅱ	CLEIA法	U/mL 160未満	※02	肺癌

① CA125及びCA602を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
上記の項目について、1つを悪性腫瘍特異物質治療管理料の項目とし、他の1つの検査を腫瘍マーカーの項目として算定することはできず、いずれか一方のみ算定する。

② シアリルLe^x抗原 (CSLEX) は、診療及び他の検査の結果から肺癌の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に算定する。シアリルLe^x抗原 (CSLEX) とCA15-3を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

1 プレイン容器



項目 コード	検査項目	検体量 (mL)	容器	保存 (安定性)	所要 日数	実施料 判断料	検査方法	基準値	提出条件 ・備考	検査目的および異常値 を示す主な疾患名
3389	γ-セミノプロテイン (γ-Sm) 5D310-0000-023-052	血清0.4	1	(分離後) 凍結	3~4	194 生Ⅱ	CLEIA法	ng/mL 4.00以下	※06	前立腺癌 前立腺肥大症 前立腺炎
1143	PSA(前立腺特異抗原) 5D305-0000-023-051	血清0.5	1	冷蔵	1~2	127 ^① 生Ⅱ	CLIA法	ng/mL 4.00以下		
3320	PSA-ACT(前立腺特異抗原- アンチキモトリプシン) 5D306-0000-023-051	血清0.5	1	冷蔵	3~4		CLIA法	ng/mL 3.4以下	※01	
4586	フリーPSA/トータルPSA比 (PSA-F/T比) 5D308-0000-023-051	血清0.7	1	冷蔵	2~4	154 ^② 生Ⅱ	CLIA法	下記参照	※01	
4544	PSA(高感度) 5D305-0000-023-051	血清0.5	1	冷蔵	1~2	127 ^① 生Ⅱ	CLIA法	ng/mL 4.00以下		
5013	5-S-CD (5-S-シスチニール-L-ドーパ) 5D350-0000-023-004	血清1.0	1	(分離後) 凍結	4~8		HPLC法	nmol/L 1.5~8.0	※02	悪性黒色腫
2487	塩基性フェトプロテイン (BFP) 5D025-0000-023-023	血清0.3 速やかに遠心	1	冷蔵	3~5	150 生Ⅱ	EIA法	ng/mL 75未満	溶血検体不可 ※02	原発性肝癌 肝炎 肝硬変 胆のう・胆管癌 腎癌 消化器癌
4571	尿中NMP22 5D570-0000-001-023	尿5.0	55	冷蔵	4~6	147 ^③ 生Ⅱ	EIA法	U/mL 12.0以下	専用容器にてご 提出下さい。 下記参照 ※1 ※01	膀胱癌
2177	可溶性IL-2受容体 (sIL-2R) 5J095-0000-023-023	血清0.2	1	冷蔵	3~5	438 ^④ 生Ⅱ	EIA法	U/mL 122~496	※01	成人T細胞性白血病 非ホジキンリンパ腫

①診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行った場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。ただし、前立腺特異抗原 (PSA) の検査結果が4.0ng/mL以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を上限として算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

②診療及び他の検査 (前立腺特異抗原 (PSA) 等) の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。

③尿中NMP22は、尿沈渣 (鏡検法) により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。

尿中NMP22については、尿路上皮癌の診断が確定した後にを行った場合であっても、悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。

尿中NMP22とサイトケラチン8・18 (尿) を同時に実施した場合いずれか一方の所定点数を算定する。

④可溶性インターロイキン2受容体 (sIL-2R) は、非ホジキンリンパ腫、ATL又はメトトレキサート使用中のリンパ増殖性疾患の診断の目的で測定した場合に算定できる。

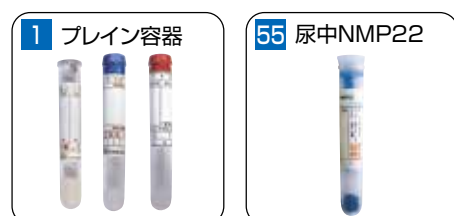
また、非ホジキンリンパ腫又はATLであることが既に確定診断された患者に対して、経過観察のために測定した場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」により算定する。

[4586] フリーPSA/トータルPSA比 (基準値)

前立腺癌と 非癌との鑑別	トータルPSA4.1~10.0ng/mLのグレーゾーンにおいて、 F/T比26.0%以下の場合、前立腺癌の高度疑い
基準値	トータルPSA: 4.00ng/mL以下 フリーPSA: 未設定 フリー/トータル比: 26.1%以上

*1 尿中NMP提出時のご注意

採尿後は必ず24時間以内に尿安定化剤入り専用容器 (55) に移し、混和後提出。カテーテル尿不可。肉眼的血尿検体不可。膀胱鏡検査施行後、またはカテーテル施行後、5日以内の採尿検体不可。



項目コード	検査項目	検体量 (mL)	容器	保存 (安定性)	所要 日数	実施料 判断料	検査方法	基 準 値	提出条件・備考	検査目的および異常値を示す主な疾患名
腫瘍関連検査	5509 I型コラーゲン-C-テロペプチド (ICTP) 5C124-0000-023-001	血清0.3	1	冷蔵	3~5	①	RIA (二抗体法)	ng/mL 4.5未満	※02	悪性腫瘍に伴う骨転移 代謝性骨疾患 骨形成状態の評価 骨粗鬆症の病態把握
	4616 I型コラーゲン架橋 N-テロペプチド (NTX) 5C123-0000-023-021 5C123-0000-001-021	血清0.6	1	冷蔵	3~4	156 ②③④⑤ 生Ⅱ	EIA法	下記参照	※01	原発性副甲状腺機能低下症 骨パジェット病 悪性腫瘍に伴う骨転移 代謝性骨疾患
	4580	尿2.0	2	凍結	4~6	191 ②③④⑤ 生Ⅱ	EIA法		※01 午前中の第二尿をご提出ください。	原発性副甲状腺機能低下症 悪性腫瘍に伴う骨転移
	4579 尿中デオキシピリジノリン (尿DPD) 5C146-0000-001-021	尿2.0	2	冷蔵			EIA法	下記参照	※01	
	4870 TRACP-5b 酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ 3B222-0000-023-023	血清0.3	1	(分離後)凍結	3~5	156⑤ 生Ⅱ	EIA法	下記参照	※01	代謝性骨疾患 肺癌、前立腺癌の骨転移

- ① I型コラーゲン-C-テロペプチド (ICTP)、区分番号「D008」内分泌学的検査の「25」の I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX) 又は同区分「36」のデオキシピリジノリン (DPD) (尿) は、肺癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「口」を算定する。(悪性腫瘍特異物質治療管理料48ページ参照)
- ② 区分番号「D009」腫瘍マーカー「20」の I型コラーゲン-C-テロペプチド (ICTP)、区分番号「D008」内分泌学的検査の「25」の I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX) 又は同区分「36」のデオキシピリジノリン (DPD) (尿) は、肺癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「口」を算定する。
- ③ 区分番号「D008」内分泌学的検査「25」の I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX) 及び「36」のデオキシピリジノリン (DPD) (尿) は、原発性副甲状腺機能亢進症の手術適応の決定、副甲状腺機能亢進症手術後の治療効果判定又は骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択に際して実施された場合に算定する。なお、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回、その後6月以内の薬剤効果判定時に1回に限り、また薬剤治療方針を変更したときは変更後6月以内に1回に限り算定できる。
- ④ 区分番号「D008」内分泌学的検査「25」の I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX)、「27」のオステオカルシン (OC) 又は「36」のデオキシピリジノリン (DPD) (尿) を併せて実施した場合は、いずれか1つのみ算定する。
- ⑤ 区分番号「D008」内分泌学的検査「25」の酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b) は、代謝性骨疾患及び骨転移 (代謝性骨疾患や骨折の併発がない肺癌、肺癌、前立腺癌に限る) の診断補助として実施した場合に1回、その後6月以内の治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後6月以内に1回に限り算定できる。
- 本検査と「25」の I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX)、「27」のオステオカルシン (OC) 又は「36」のデオキシピリジノリン (DPD) (尿) と併せて実施した場合は、いずれか一つのみのみ算定する。なお、肺癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査に基づいて計画的な治療管理を行った場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「口」を算定する。

【4616】 血清中のNTxの正常参考値	
[単位：nmol BCE/L]	
男性 (40~59才)	9.5~17.7
女性 (閉経前40~44才)	7.5~16.5
女性 (閉経後45~79才)	10.7~24.0
(判定基準) 骨粗鬆症薬剤治療の指標	
骨折リスクカットオフ値	16.5超
骨量減少カットオフ値	13.6以上

【4580】 I 型コラーゲン架橋 N-テロペプチド (NTx)		
[単位：nmol BCE/m mol・CRE]		
[BCE：Bone Collagen Eguivalents]		
参考値	男性 (40～59才)	13.0 ～ 66.2
	女性 (閉経前30～44才)	9.3 ～ 54.3
	女性 (閉経後45～79才)	14.3 ～ 89.0
(判定基準) 骨粗鬆症薬剤治療の指標		
骨折リスクカットオフ値		54.3超
骨量減少カットオフ値		35.3以上
(判定基準) 悪性腫瘍マーカー治療の指標		
骨吸収亢進症の指標		54.3以上
副甲状腺摘出術の適応		200以上
悪性腫瘍 (乳癌、肺癌、前立腺癌) の骨転移の指標		100以上

【4579】 尿デオキシピリジノリン (DPD)	
単位：nmol /mmol・CRE	
基準値	
男 性	2.1-5.4
女 性	2.8-7.6
(判定基準) 骨粗鬆症薬剤治療の指標	
骨折高リスクの指標	7.6超
骨量減少高リスクの指標	5.9以上

【4870】 TRACP-5b	
[単位：mU/dL]	
男 性	170~590
女性 (YAM)	120~420
YAM (Young Adult Mean：若年者成人平均値) ：健常閉経前女性 (30~44才) で 確率された平均±1.96SDの範囲の値	

1 ブレイン容器



2 滅菌スピッツ



項目コード	検査項目	検体量(mL)	容器	保存(安定性)	所要日数	実施料判断料	検査方法	基準値	提出条件・備考	検査目的および異常値を示す主な疾患名
腫瘍関連検査	4564 骨型アルカリホスファターゼ (BAP) 3B072-0000-023-052	血清0.3	1	(分離後)凍結	3~4	161 ①②③ 生Ⅱ	CLEIA法	下記参照	※06	悪性腫瘍に伴う骨転移
	5049 Ⅰ型プロコラーゲン-N-プロペプチド total-P1NP 5C120-0000-023-053	血清0.3	1	冷蔵	3~4	169③ 生Ⅱ	ECLIA法	ng/mL M (30~83歳) : 18.1~74.1 F (閉経前30~44歳) : 16.8~70.1 F (閉経後45~79歳) : 26.4~98.2	ビオチンを投与している患者(1日の投与量5mg以上)からの採血は、投与後、少なくとも8時間以上経過してから実施してください。溶血は低値の影響あります。 ※01	骨粗鬆症 癌の骨転移

- ① 区分番号「D007」血液化学検査「24」のALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP) は、アガロース電気泳動法によって、一連の検査によって同時に行った場合に算定する。また、区分番号「D008」内分泌学的検査の「27」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP) と併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。
- ② 区分番号「D007」血液化学検査「42」のALPアイソザイム (PAG電気泳動法)、「24」のALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP) 及び区分番号「D008」内分泌学的検査の「27」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP) を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- ③ 区分番号「D008」内分泌学的検査「27」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、「28」のインタクトⅠ型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP)、「30」のⅠ型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP) 及び区分番号「D007」血液化学検査の「42」ALPアイソザイム (PAG電気泳動法) のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

[4564] 骨型アルカリホスファターゼ (BAP)

[単位: $\mu\text{g/L}$]

M : 3.7~20.9
F : 2.9~14.5 閉経前
3.8~22.6 閉経後

1 ブレイン容器



〈各腫瘍マーカーの疾患別陽性率〉

腫瘍マーカー	悪 性 疾 患																
	食道癌	胃癌	結腸・直腸癌	肝癌	膵癌	胆嚢・胆管癌	肺癌	腎癌	膀胱癌	前立腺癌	睪丸腫瘍	乳癌	卵巣癌	子宮頸癌	甲状腺癌	神経芽細胞腫	癌の骨転移
CEA	○	○	◎	○	◎	○	◎			△		○	△		△		
BFP	○	△	○	◎	◎	◎	○	◎	○	◎	◎		◎	○			
TPA	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎		○	◎	○	△		
AFP				◎													
AFP-L3%/LBA				○													
PIVKA- II				◎	△	○											
DUPAN-2	△	○	△	◎	◎	◎	△					△					
エラスターゼ1	○	○	○	◎	◎	◎	○										
CA19-9		○	○	○	◎	◎	○						○				
SPan-1	△	○	○	◎	◎	◎	○					△					
NCC-ST-439	△	△	○	○	◎	◎	△					○	△	○			
SLX	△	△	△	○	◎	○	腺癌○	△	△	△		△	◎	△			
CYFRA（シフラ）		△	○	△		○	扁平上皮癌○					転移例○	△	○			
ProGRP							小細胞癌○										
NSE							小細胞癌○									◎	
SCC	○						扁平上皮癌○						○	◎			
CA54/61		○	○		○		○						◎				
CA602													◎	△	（子宮体癌○）		
CA125	△	○	○	◎	◎	◎	腺癌○					△	◎				
HE4（ヒト精巢上体蛋白）													◎				
CA72-4		◎	◎		○	○						○	◎	△			
STN		再発例◎	○	△	○	○	△					△	○	○	△		
CSLEX		△	△	△	○	○						転移例◎					
CA15-3	△	△	△				△					転移例◎	○	○			
BCA225		△	△	○	◎		△					転移例◎	○	△			
γ-Sm（γ-セミノプロテイン）										◎							
PSA										◎							
1CTP（CTX）骨吸収マーカー												（乳癌、肺癌、前立腺癌の骨転移）					造骨性◎ 溶骨性◎
NTX（骨吸収マーカー）												（乳癌、肺癌、前立腺癌の骨転移）					○
尿DPD（骨吸収マーカー）												（乳癌、肺癌、前立腺癌の骨転移）					○
TRACP-5b（骨吸収マーカー）												（乳癌、肺癌、前立腺癌の骨転移）					◎
骨型ALP（BAP）（骨形成マーカー）																	◎
尿中NMP22								○	◎	○				△			
抗p53抗体	○		△									△					

〈参考〉最近における広義の腫瘍マーカー（株式会社エスアール
エル）、臨床検査データブック2019-2020より

特に有用性が認められる。あるいは陽性率が高い。
有用性が認められる。
〈陽性率〉 1～24%（△）
25～49%（○）
50%以上（◎）

〈臓器別・目的別の腫瘍マーカーの組合せ〉

臓器名	スクリーニング	鑑別診断	亜型分類	治療効果測定とフォローアップ	備考
肺 扁平上皮癌 腺癌 小細胞癌	なし なし なし	シフラ、SCC CEA、SLX NSE、ProGRP	シフラ、SCC CEA、SLX NSE、ProGRP	それぞれ左記で陽性 マーカーの2項目まで	非小細胞癌のマーカー は特異性が低い 骨転移マーカーも利用可*
乳腺	なし	CA15-3 BCA225	NCC-ST-439 HER2 タンパク	左記の腫瘍マーカー または、CEA、 p53 抗体	骨転移マーカーも利用可*
頭頸部 食道	なし	なし	なし	CEA、シフラ、 p53 抗体、 SCC、NSE が有効	
胃	ペプシノゲン ABC 検診 H・ピロリ抗体	なし	特殊型は hCG/AFP	CEA、CA19-9、 CA72-4 NCC-ST-439 の内で 陽性マーカー	
大腸	なし	なし	分化型は、CEA、 CA19-9	CEA、CA19-9、 p53 抗体 NCC-ST-439、STN CA50	
肝	(HBs 抗原、HCV 抗体) AFP、PIVKA II	CEA、CA19-9 AFP-L3%	CEA、CA19-9 AFP-L3%	AFP、PIVKA II	
胆道	なし	NCC-ST-439	なし	下記で陽性のマーカー CEA、CA19-9、 NCC-ST-439	
膵臓 外分泌膵 内分泌膵	エラスターゼ CA19-9 アミラーゼ (CA50、Span-1) MENIN 遺伝子解析 膵ホルモン	エラスターゼ CA19-9 NCC-ST-439 PSTI 各種膵ホルモン	なし 各種膵ホルモン	CA19-9 (CA50、Span-1) NCC-ST-439、STN SLX 上記のうちの陽性の マーカー 陽性のホルモン	
卵巣	CA125 または CA602	STN/CA72-4 または GAT	hCG	左記の腫瘍マーカー	
子宮 頸部癌 体部癌 (内膜癌)	なし CA125 または CA602	SCC STN/CA72-4	なし STN/CA72-4 (hCG)	SCC 左記の腫瘍マーカー	
腎臓	なし	なし	エリスロポエチン	レニン活性、BFP	
膀胱	NMP-22			BTA	
精巣 (睾丸)	なし	なし	hCG、AFP、LDH	左記の腫瘍マーカー	
前立腺	PSA	PSA	遊離 PSA	PSA	骨転移マーカーも利用可*
甲状腺	FT3 サイログロブリン MENIN 遺伝子解析	TSH、FT4、 PTH カルシトニン CEA	TSH、FT4 PTH カルシトニン CEA	TSH、FT4、PTH 上記で陽性の マーカー カルシトニン、CEA	
副腎	VMA	コルチゾール ACTH カテコールアミン	各副腎ホルモン	左記の陽性のホルモン	
胚細胞腫	hCG	hCG、AFP、CEA PALP (酵素抗体法)	左記の陽性マーカー (含 LDH)	左記の陽性マーカー (含 LDH)	
絨毛性腫瘍	hCG	なし	なし	hCG	
骨肉腫	なし	なし	PICP/ICTP	ALP、LDH、ICTP など	骨形成・吸収マーカー*
神経 神経芽細胞腫 カルチノイド	VMA、HVA 5-HIAA	アドレナリン セロトニン	N-myc	VMA、HVA アドレナリン 5-HIAA	

* 〈骨転移マーカー〉：ICTP、DPD、PICP、TRACP5-b、NTX
 〈骨形成・吸収マーカー〉：ICTP、DPD、PICP

腫瘍マーカー

腫瘍マーカーは、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った腫瘍マーカーの検査の費用は区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、腫瘍マーカーは、原則として、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。ただし、悪性腫瘍の診断が確定した場合であっても、次に掲げる場合においては、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料とは別に腫瘍マーカーの検査料を算定できる。

ア. 急性及び慢性肝炎の診断及び経過観察のために「7」のエラスターゼ1を行った場合

イ. 肝硬変、HBs抗原陽性の慢性肝炎又はHCV抗体陽性の慢性肝炎の患者について、「3」のα-フェトプロテイン（AFP）、「9」のPIVKA-II半定量又は定量を行った場合（月1回に限る。）

ウ. 子宮内膜症の診断又は治療効果判定を目的として「10」のCA125又は「23」のCA602を行った場合（診断又は治療前及び治療後の各1回に限る。）

エ. 家族性大腸腺腫症の患者に対して「2」の癌胎児性抗原（CEA）を行った場合

悪性腫瘍特異物質治療管理料

- (1)悪性腫瘍特異物質治療管理料は、悪性腫瘍であると既に確定診断がされた患者について、腫瘍マーカー検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
- (2)悪性腫瘍特異物質治療管理料には、腫瘍マーカー検査、当該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうち2回以上腫瘍マーカー検査を行っても、それに係る費用は別に算定できない。
- (3)腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に添付又は記載する。
- (4)初回月加算は、適切な治療管理を行うために多項目の腫瘍マーカー検査を行うことが予想される初回月に限って算定する。ただし、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する当該初回月の前月において、区分番号「D009」腫瘍マーカーを算定している場合は、当該初回月加算は算定できない。
- (5)区分番号「D009」腫瘍マーカーにおいて、併算定が制限されている項目を同一月に併せて実施した場合には、1項目とみなして、本管理料を算定する。
- (6)当該月に悪性腫瘍特異物質以外の検査（本通知の腫瘍マーカーの項に規定する例外規定を含む。）を行った場合は、本管理料とは別に、検査に係る判断料を算定できる。
- (7)特殊な腫瘍マーカー検査及び計画的な治療管理のうち、特に本項を準用する必要のあるものについては、その都度当局に内議し、最も近似する腫瘍マーカー検査及び治療管理として準用が通知された算定方法により算定する。

<検体検査実施料と悪性腫瘍特異物質治療管理料>

赤文字は総合検査案内書掲載項目です

区分番号	検査項目名	悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる患者 ^{*4}	悪性腫瘍であると既に診断が確定した患者
		検体検査実施料	悪性腫瘍特異物質治療管理料
1	尿中BTA ^{*1}	80	220
2	癌胎児性抗原（CEA）		
3	α-フェトプロテイン（AFP）		
4	扁平上皮癌関連抗原（SCC抗原）		
5	組織ポリペプチド抗原（TPA）		
6	DUPAN-2 NCC-ST-439 CA15-3	118	患者から1回に採取した血液等を用いて左記区分番号の2から29までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて上記に掲げる点数により算定する。
7	エラスターゼ1	126	
8	前立腺特異抗原（PSA） CA19-9	127	
9	PIVKA-II半定量 PIVKA-II定量	139	
10	CA125	144	
11	CA72-4 SPan-1 シアリルTn抗原（STN） 神経特異エノラーゼ（NSE）	146	
12	核マトリックスプロテイン22（NMP22）定量（尿） ^{*2} 核マトリックスプロテイン22（NMP22）定性（尿） ^{*2}	147	
13	シアリルLe ^x i抗原（SLX）	148	
14	塩基性フェトプロテイン（BFP）	150	
15	遊離型PSA比（PSA F/T比）	154	
16	サイトケラチン8・18（尿） ^{*5}	160	
17	BCA225 サイトケラチン19フラグメント（シフラ）	162	
18	抗p53抗体	163	
19	シアリルLe ^x 抗原（CSLEX）	164	
20	I型コラーゲン-C-テロペプチド（ICTP） ^{*3}	170	
21	ガストリン放出ペプチド前駆体（ProGRP）	175	
22	CA54/61 癌関連ガラクトース転移酵素（GAT）	184	
23	CA602 α-フェトプロテインレクチン分画（AFP-L3%）	190	
24	γ-セミノプロテイン（γ-Sm）	194	
25	ヒト精巢上体蛋白4（HE4）	200	
26	可溶性メソテリン関連ペプチド	220	
27	癌胎児性抗原（CEA）定性（乳頭分泌液） 癌胎児性抗原（CEA）半定量（乳頭分泌液）	305	当該初回月の前月に腫瘍マーカー検査実施料の所定点数を算定している場合は、当該初回月加算は算定できない。
28	HER2蛋白 ^{*3}	320	
29	可溶性インターロイキン-2レセプター（sIL-2R）	438	
	I型コラーゲン架橋N-テロペプチド（NTX） デオキシヒビリジノリン（DPD）（尿） 酒石酸低抗性酸ホスファターゼ（TRACP-5b）		

[注] *1 膀胱癌であると既に確定診断がされた患者に対して、膀胱癌再発の診断のために行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り「悪性腫瘍特異物質治療管理料」を算定する。また、尿中BTAの検査及び治療管理並びに区分番号「2」以降の検査及び治療管理を同一月に行った場合にあっては、「2」以降の所定点数のみにより算定する。

*2 尿沈渣（鏡検法）により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。また、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、「悪性腫瘍特異物質治療管理料」は算定できない。

*3 「悪性腫瘍特異物質治療管理料」としてのみ算定する。

*4 診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、1回に限り算定する。ただし、区分番号B001の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している患者については算定しない。

*5 「検体検査実施料」として、のみ算定する。